

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京社会人音楽協会（略称 東京社音協。以下「当協会」という。）と称します。

2 英文名称を Tokyo Music Association of Social Participants とします。

(主たる事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置きます。

(目的)

第3条 当協会は、東京都を中心とした地域における音楽及び関係する芸術の演奏・上演活動を通じ会員の余暇充実、会員相互の親睦を図り、もって市民生活の向上、文化・芸術の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 前項の目的を達成するため、次の事業を行います。

- 1) 演奏ユニット（楽団、アンサンブル、個人）の編成
- 2) 演奏会の開催ならびに演奏出演
- 3) 会員が参加する練習会およびイベントの開催
- 4) 会員の演奏活動、ユニット運営の支援
- 5) 電子媒体、機関誌等による情報発信
- 6) 前各号に付帯する一切の業務

(公告)

第4条 当協会の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。

第2章 会員

(入会)

第5条 当協会の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員は、当協会の目的に賛同し、入会する個人とします。
- (2) 準会員は、当協会の行う事業を支援する目的で、入会する個人とします。
- (3) 賛助会員は、資金的な協力（会費相当額の支払いを含む。）により当協会の活動を支援する個人及び団体とします。

2 会員となるには当協会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとします。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当協会の目的を達成するため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

2 いったん納入された入会金及び会費は、理由にかかわらず返還しません。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総会員の同意があったとき

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができます。ただし、1か月以上前に当協会に対して予告をするものとします。

(除名)

第9条 会員が、当協会の名誉を毀損したとき、当協会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができます。

(会員名簿)

第10条 当協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成します。

第3章 総会（社員総会）

(総会)

第11条 当協会の総会は、正会員をもって構成します。

2 総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催します。

3 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とします。

(開催地)

第12条 総会は、渋谷区において開催します。

(招集)

第13条 総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集します。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができます。

3 総会の招集通知は、会日より5日前までに各会員に対して発します。

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行います。議決結果が賛否同数の場合は、議長にさらに1個の議決権を与えます。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有します。

2 準会員及び賛助会員は、議決権を有しません。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たります。代表理事に事故があるときは、当該総会で正会員の中から議長を選出します。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置きます。

第4章 役員

(員数)

第18条 当協会に次の役員を置きます。

理事 1名以上5名以内

(選任等)

第19条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任します。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げません。

(任期)

第20条 理事の任期は、各選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げません。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとします。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権限と責務を有します。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当協会は、理事の互選により、代表理事1名を置くこととします。

2 代表理事をもって会長とします。

3 会長は、当協会を代表し、当協会の業務を統括します。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協会から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定めます。

(取引の制限)

第23条 理事が次の(1)若しくは(2)の取引をしようとする場合、又は当協会において次の(3)の取引をしようとする場合、その理事は、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

(1) 自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当協会との取引

(3) 当協会が理事の債務を保証することなど、当協会と理事以外の者との間の取引で当協会と理事との利益が相反するもの

(責任の一部免除)

第24条 当協会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができます。

第5章 基金

(基金の募集)

第25条 当協会は、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者を募集することができるものとします。

(基金の募集手続き等)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとします。

(基金拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しません。

(基金の返還手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行います。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当協会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとします。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の総会において承認を得るものとします。これを変更する場合も、同様とします。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができます。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

第7章 附則 (略)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとします。

以上